

地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 23 年度
計画見直し年度	平成 26 年度

みやき農業振興地域整備計画書

平成 2 6 年 1 0 月

佐賀県三養基郡みやき町

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、北部九州の中央部に位置し、脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが丘陵地帯と田園地帯を流れ、また他方では通瀬川、井柳川などの河川が筑後川に注ぎ平野部を形成している。東は鳥栖市、西は上峰町、南と北は筑後川や山麓を挟んで福岡県と境を接し、総面積は51.89k㎡であり、一部山麓地帯で帯状の丘陵地帯があるものの全体的には、平地農村地帯である。

みやき町農業振興地域整備計画総面積4,427haの内、農用地1,999ha、45.2%（田1,867ha、93.4%、畑101ha、5.0%、樹園地31ha、1.6%）、宅地等570ha、12.9%、山林原野340ha、7.7%となっている。

気象条件は表日本式気候（九州地区）に属している。県東部の洪積層丘陵が平野部に移行する地域であり、夏は北部にある脊振山系の気流の影響を受け高温多湿、冬は北東の季節風により晴天が多く降雨量は少ない。

地質は、山麓部はほとんどが花崗岩類からなっていて、段丘部は洪積世の海面変動により形成された堆積物からなっている。平坦部は沖積世の砂がち堆積物地帯から泥がち堆積物地帯をなしている。町中央部を東西に走る主要地方道北茂安・三田川線を境として、南部は筑後川沖積土壌からなる地味肥沃な水田地帯として生産力も高く、佐賀平野の農業地帯としてその一面を形成しており、自然的には好条件に恵まれたところである。一方、北部丘陵地帯は水田地帯が広がりを見せてはいるものの、その多くは樹園地・普通畑・山林等であり、緑豊かな自然環境を保全している。交通・運輸の面では、町の中央に主要地方道北茂安・三田川線、北部に国道34号、南部に国道264号がはしり、それぞれが県・町道と道路網を形成し、県都佐賀市はもちろん、流通基地として発展している鳥栖市や久留米市へつながり、また北部九州の最大の商業圏である福岡市へと広がりを見せている。

本町の人口は、平成2年28,702人、平成7年28,625人と漸次減少し、平成14年に27,186人となっている。一方世帯数については平成2年7,394戸、平成7年7,811戸、平成14年に8,460戸と同居等が減り増加の傾向にある。

就業人口は、平成2年第1次産業1,626人、第2次産業4,853人、第3次産業6,992人であったが、

平成14年には第1次産業1,121人、第2次産業4,775人、第3次産業8,180人となり、第3次産業に就業する人口が増加している。それに伴い農家人口が漸次減少するとともに高齢化が進行している。これらは、近年における経済情勢等の発展に伴い福岡市等への道路交通網が整備され、特に商業都市の久留米市や鳥栖市に隣接していたことや、周辺に働く勤労者がベッドタウンとして本町に住居を求めたこと等による。

本町の土地利用については、農業生産の基盤である農用地の整備がほぼ終了しておりこの優良農用地を確保しながら、農業用施設用地の確保、地域農業生産の確保を図り、まちと農村のより良い混住化を誘導し、生活基盤の整備を進め農業投資が少ない地域（北部地域）に住宅用地を確保し、また町の交通条件の整った地域を中心に商業用地、工業用地を確保していく。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (19年)	1,999	45.2	6	0.1	340 (-)	7.7 (-)	506	11.4	64	1.5	1,512	34.1	4,427	100.0
目標	1,949	44.0	6	0.1	336 (-)	7.6 (-)	528	11.9	84	1.9	1,524	34.5	4,427	100.0
増減	△50		0		△4		22		20		12			

(注) ()内は混牧林地面積である。

参考 1

平成 19 年から平成 22 年の間における土地利用転換の推計

単位 : ha

区 分	平 成 19 年	利用転換の内容とその面積		平 成 22 年	差 引 面 積
		増	減		
農用地	1,999		住宅用地へ 20 工場用地へ 20 その他へ 10	1,949	△50
農業施設用地	6			6	—
森林・原野	340		住宅用地へ 2 その他へ 2	336	△4
住宅地	506	農用地から 20 森林・原野から 2		528	22
工場用地	64	農用地から 20		84	20
その他	1,512	農用地から 10 森林・原野から 2		1,524	12
合計	4,427			4,427	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1, 999 ha のうち A～C に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 1, 999 ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地としない地域、地区及び施設にかかる農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称または計画名	位置 (集落名等)	面 積			備 考
		農用地 (ha)	森林その他 (ha)	計 (ha)	
該当なし					

A 集団的に存在する農用地

20 ha 以上の集団的な農用地

B 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・区画整理
- ・農用地の造成
- ・客土、暗渠排水、深耕、レキの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

C A 及び B 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保する必要がある土地

- ・果樹や茶等の地域特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地

- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
ただし、Cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良施設の名称	位置（集落名）	面積（ha）	土地改良施設等の種類
該当なし			
計			

(ウ) 農業施設用地についての農用地区域の設定方針

次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積（ha）	農業用施設の種類
該当なし			
計			

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林・原野等について農用地区域を設定するにあたっては、農業の近代化・省力化に伴い規模拡大志向のある地区にかぎり農用地区域を設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有権者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町農業は、米・麦を中心に玉ねぎ・トマト・花卉・イチゴ等を取り入れた複合経営を行っている。今後は、土地基盤・農業近代化施設の整備を進め、水田農業経営構造改革対策等の生産調整により、本地域の特産を生かした特産作物の栽培を推進、土地の高度利用を図り農用地区域として確保する。

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
西 島	184	182	△2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	185	183	△2	0.3
坂 口	91	89	△2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	89	△2	0
天建寺	150	148	△2	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0	150.5	148.5	△2	0.3
市 武	89	87	△2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	90	88	△2	0
寄 人	205	203	△2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205	203	△2	0
東 津	176	166	△10	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0	176.5	166.5	△10	0.4
簗 原	209	198	△11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	209	198	△11	146
原古賀	227	224	△3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	228	225	△3	80
東 尾	128	125	△3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	125	△3	14
中津隈	170	168	△2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	171	169	△2	30
江 口	206	200	△6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206	200	△6	2
白 壁	164	159	△5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	165	160	△5	67
計	1,999	1,949	△50	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2,005	1,955	△50	340

イ 用途区分の構想

西島(C - 1)・天建寺(C - 2)・坂口(C - 3)・市武(C - 4)・寄人(C - 5)・東津地区(C - 6)

筑後川沖積土壌からなる地味肥沃な水田地帯として米・麦を中心とし、玉ねぎ等の露地野菜のほか施設野菜(イチゴ・アスパラガス・トマト)、施設花卉(菊、シクラメン)といった収益性の高い作物導入による複合化を中心に営農活動が展開されている。今後も、都市近郊型農業の産地形成の確立と、中核的担い手となる後継者の育成・確保を積極的に推進していく。

原古賀地区(A - 1)・簗原地区(A - 2)

本地域は寒水川の東部と西部で区分され、北部の山間地帯と南部の水田地帯に区分される。山間地帯の樹園地については、みかん園が広がり優良品種の導入、栽培技術の改善等により品質向上を図る。

中津隈(B - 1)・東尾(B - 2)・白壁地区(B - 3)・江口(B - 4)

本地域は、主要地方道北茂安・三田川線を境として北高南低の地形をなしており、土地利用についてもその形態を異にしている。南部は、筑後川沖積土壌からなる地味肥沃な水田地帯として生産性が高く、佐賀平野の農業地帯としてその一画を形成しており、圃場整備事業も完了しており、米麦作の近代化を推進し、農地としての利用を進める。一方北部丘陵地帯は樹園地、普通畑、山林等であり、優良品種の導入や栽培技術等の改善により品質の向上を図り、農地の利用を促進する。また、南部の江口地区においては、筑後川沖積土壌からなる地味肥沃な水田地帯として生産性が高く、佐賀平野の農業地帯としてその一画を形成しており純農村地帯であり、圃場整備事業も完了し米麦を中心とした近代化を図るとともに、玉ねぎ及び本町の地理的特性を生かした都市近郊型農作物である施設トマト、花卉等複合経営の実現を図り、農地としての利用を促進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記農用地一覧表のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地の整備については、県営ほ場整備事業の面的整備が完了しており、国営筑後川下流土地改良事業を中心に水資源開発機構営筑後川下流用水事業及び県営かんがい排水事業を行い水利用についてはほぼ整備されている。

今後は、農道網の整備（舗装や拡幅等）を行い、営農条件の整備を図る。

また、地域の幹線的な用排水路（クリーク）においては、法面の崩壊の進行に伴い、周辺農地・管理用道路等の損壊が発生している。崩落土砂堆積により排水機能低下が起こっており、これらによる広域的な災害を未然に防止するため、国・県・町が連携を図りながら国営農地防災事業等により、一体的な整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha、m)		
農道整備	農道網の整備	B - 1・3・4	1,817.6m	附図2号	
国営筑後川下流土地改良事業					
佐賀東部導水路	用水路整備	町全域	1,815ha	附図2号	
国営筑後川土地改良事業筑後導水路	用水路整備	C - 2・3	88ha	附図2号	
県営かんがい排水事業	用水路整備	町全域	1,571ha	附図2号	
県営圃場整備事業	区画整理	町全域	1,753ha	附図2号	
農村総合整備事業	農道舗装、水辺環境整備	町全域	4,427ha	附図2号	

- | | |
|---------------------|------|
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 該当なし |
| 4 他事業との関連 | 該当なし |

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

西島(C - 1)・天建寺(C - 2)・坂口(C - 3)・市武(C - 4)・寄人(C - 5)・東津地区(C - 6)

ほぼ全域にわたり圃場整備が行われ、生産基盤の整備が済んだ純平坦地である。しかし、低平地であるがゆえに、自然排水が難しく、農業経営を展開するにおいて大きな問題点となっている。したがって、クリーク等の機能保全事業を推進し、洪水調整機能、地球温暖化の抑制、田園景観の提供など、水田の持つ他面的機能のPRに努め、無秩序な利用の転換は抑制する必要がある。

原古賀地区(A - 1)・簗原地区(A - 2)

圃場整備など基盤整備が済んだ農地に対しては、無秩序な利用の転換は抑制していく必要があるが、丘陵地にある農地については、農業後継者不足や農業者の高齢化等の問題があり、効果的な土地利用を誘導していくことが必要である。また、点在している農業用ため池の老朽化による漏水等の防止のため、点検整備を行い適切な管理に努める。

中津隈(B - 1)・東尾(B - 2)・白壁地区(B - 3)・江口(B - 4)

本地域の耕作放棄地は、主に北部丘陵地帯に集中している。遊休農地の解消には認定農業者等の担い手に対しての農地流動化を推進していくことが重要である。また、農地の持つ多面的機能をPRし、農村景観の保全を行っていく必要がある。

また、老朽化が著しいもの又は決壊により災害をもたらす可能性があるため池については現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

2 農用地等保全整備計画

該当なし。

3 農用地等の保全のための活動

地域の実情に即し、中山間地域等直接支払制度などを活用し耕作放棄地の解消に努め、其のために集落協定等の円滑な推進を行って、農用地等の保全に努める。

農業委員会は集落協定等が円滑に締結されるよう必要に応じて利用権の設定等の調整を行うなど、農用地等の保全のため適切な農用地の維持・管理に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準の達成と年間農業所得800万円以上を確保することができるような効率的、かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。特に本町の基幹作物であるトマト・アスパラガス・花卉・イチゴについては規模拡大が進行しているが、農業人口の高齢化、所得の他産業格差の拡大等により兼業化が著しくこの傾向は今後激しくなってくると思われる。そのため、農業従事者の高齢化、担い手不足を解消するため集落営農の組織化を図るとともに、効率的かつ安定的な経営として体制が整ったものについては法人形態への移行を推進する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作物構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積 (ha)
家族 経営	米麦	14	米、麦	3	4
	米麦＋施設園芸	7.4	米、麦、トマト	7	
	米麦＋施設園芸	4.7	米、麦、花卉	4	
	米麦＋施設園芸	2.8	米、麦、アスパラ	46	
	米麦＋施設園芸	2.3	米、麦、イチゴ	34	
法人 経営					
組織 経営					

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の安定化を図るため、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用し、認定農業者等への土地利用の集積を図り、農地の高度利用を促進する。さらに、認定農業者を中心に、地域の農業集団等との話し合いを通じ、作付の集団化、農作業の受委託、共同化、遊休農地の解消、水田裏作の導入等、総合的な土地利用体制の確立を目指す。

	農用地等の流動化 (h a)	農作業の受委託 (h a)	農作業の共同化 (h a)	耕地利用率 (%)	裏作導入 (ha)	備 考
現在 (14 年)	621	0	0	172	1,450	
17 年	696	0	0	175	1,499	
22 年	786	0	843	176	1,500	

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大を図るためには、遊休農地化している農地を再編整備し、認定農業者等への売買・賃借権の設定など農地の流動化を図る必要がある。そのためには、農業委員を中心として、各地区における生産組織代表との話し合いを通じて対象農地の把握、掘り起こし等推進する必要がある。

また、農地の効率的な利用を図るためには、機械利用組織による作業の受託を進めるとともに、期間借地による麦作面積の拡大を図る必要がある。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町は鳥栖・久留米市の消費地に隣接しており、他産業への就業機会が多く兼業化が著しい。また、農産物価格の低迷、農業資材の高騰による所得の低下等、農業を取り巻く状況は厳しいものがあり、この傾向は今後ますます進んでいくと思われる。このような中で将来の農業を考えると、兼業農家を包括した土地利用型農業の確立を図ることが重要な課題である。そのためには、さが東部農協の中心的指導のもと中核的担い手農家を柱とした生産組織の育成を図り、農業経営の集团的活動の拠点となる共乾施設等の近代化施設を中心に、機械利用組合等による協業化を図り、生産性、品質の向上と物流・生産コストの低減を図る。

また、都市近郊農業の重点作物として、トマト・花卉・イチゴ等のハウス団地を推進し、経営の安定と所得の向上を図る。流通体系については、今後一層の激化が予想される産地間競争を勝ち取るため、さが東部農協を中心として需要の動向に対応できる共販組織の拡大、貯蔵・加工施設の整備等、集出荷体制を整備する。

さらに、未利用資源の有効利用と同時に環境汚染対策も兼ねた地力増進施設の設置により、土づくりの推進と耕畜連携をはかり畜産環境の保全を図る。

2 農業近代化施設整備計画

単位：ha

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
中原共同乾燥調製施設	みやき町中原地域	中原地域全農家	210	267	ライスセンター利用組合	①	附図3号
北茂安西部共同乾燥調製施設	みやき町北茂安地域	北茂安西部地区及び中部地区の一部	207.1	193	ライスセンター利用組合	②	附図3号

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
北茂安東部共同乾燥調製施設	みやき町北茂安地域	北茂安東部地区及び中部地区の一部	303	364	ライスセンター利用組合	③	附図3号
三根西北共同乾燥調製施設	みやき町三根地域	大字市武地区	230	300	ライスセンター利用組合	④	附図3号
三根東南共同乾燥調製施設	みやき町三根地域	大字天建寺地区	276	395	ライスセンター利用組合	⑤	附図3号
三根西南共同乾燥調製施設	みやき町三根地域	大字東津地区	270	340	ライスセンター利用組合	⑥	附図3号
三根東北共同乾燥調製施設	みやき町三根地域	大字西島地区	210	255	ライスセンター利用組合	⑦	附図3号

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業体験施設、就農支援施設は本町にはないが、三神農業改良普及センターの支援により新規就農者等の活動を援助している。新規就農者は毎年数名程度であるが、農業基盤整備を行って規模拡大することにより、農業が他産業にも引けを取らない職業として自立することで、Uターン者も含めた就農者の確保を図っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業に関する技術・知識の習得については、さが東部農協の営農指導員の指導のもとに、三神農業改良普及センターの支援を受けて、新規就農者等の育成を図る。また、後継者に対する農地の集積を図るため農業委員会を中心として農地の流動化を図る。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業センサスによると、本町の農家数は1, 504戸、その内訳は専業農家186戸（構成比12.4%）、第1種兼業農家263戸（同17.5%）、第2種兼業農家1,055戸（同70.1%）となっている。また農業従事者の他産業への就業状況は恒常的勤務2,538人（37.7%）、自営業181人（2.7%）、日雇・臨時雇384人（5.7%）となっており、第2種兼業農家が恒常的勤務に多数従事している。

このことは、農業経営が不安定であるということであり、農地の流動化等を通じて経営規模拡大を推進し、専業農家を創出することが必要である。

また、農産物の価格低迷や資材等価格の値上がりなどの影響による農業所得の減少は、農業従事者の減少につながり、農村集落機能への影響が懸念される。

このため、農業従事者の就業機会の確保を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要因の一つでもあり、不安定な就労農業従事者にあつては、安定的な就労への積極的な誘導を図る必要がある。

そのため、企業の誘致等による安定的な就業の促進等により、活力ある農業・農山村の形成を図る。

農業従事者の他産業への従事状況

(単位:人)

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設・製造業	189	197	386	519	269	788	708	466	1,174
	卸売・小売業・飲食業	84	98	182	169	117	286	253	215	468
	サービス業	101	128	229	226	197	423	327	325	652
	その他	61	35	96	108	40	148	169	75	244
	合計	435	458	893	1,022	623	1,645	1,457	559	2,538
自営兼業		100	69	169	10	2	12	110	71	181
日雇・臨時雇 い		93	96	189	114	81	195	207	177	384
総 計		628	623	1,251	1,146	706	1,852	1,774	1,329	3,103

農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就業先となるべき事業に係る施設

本町においては、九州最大の交通の要衝である鳥栖市、中核都市である久留米市に隣接しており、企業誘致の条件が整っているため、農業従事者の安定的な就業先として新たに工業団地を創出し（三養基西部土地開発公社による開発を含む。）、かつ、企業を誘致することで、農業従事者の就業機会の増加による不安定な就業形態の解消を図る。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動

農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等の協力を得て、誘致企業の雇用計画、労働条件、業務

内容等の情報の収集、提供に努めるとともに、雇用関係助成金等を積極的に活用しながら、きめ細かい農業相談、職業紹介に努めていく。

(3) 工業用地を希望する町内企業との調整

町内において新たな工業用地を希望する企業に対して、農業生産の担い手の確保及び既存の地場産業の労働力との競争を避けることに十分配慮しながら、農業以外への産業へ就業を希望する農業従事者及びその家族の就労を積極的に誘導し、併せて中高年齢者や新規学卒者の企業への就労が可能となるよう、企業と連携を図る。

3 農業従事者就業促進施設

農業関連産業及び農業以外の産業振興施策及び雇用施策等との連携を図りながら、必要な用地や施設について検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村の生活環境を改善し生活の向上を図るため、小型動力ポンプ積載車や消防自動車の配備、防火水槽、消火栓の整備等を充実させるとともに、近隣市町村との相互応援協定を結んでいる自治消防と広域消防組織の強化及び住民の防災に対する意識の徹底を図る。

保健面については、ゴミ処理やし尿処理の業務を、近隣市町と共同で取り組んでいるが今後、公共下水道の整備と併せ農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業や合併処理浄化槽設置を組み合わせた活用で、水環境の改善を図る。

健康面では、高齢化に伴い保健センターを充実してきた。今後も高齢化は一層加速すると思われ、保健・福祉・介護の活動の拠点施設として保健センター、特別養護老人ホーム等施設の活有効用が必要である。

文化面については、地域、学校教育などと連携をとり、村民各層の文化意識の高揚と活動の活発化を図り、青少年の育成を推進し、また各種の文化、スポーツ活動や地域活動を支援し、生涯学習、コミュニティー、地域文化活動を進めていく。

2 生活環境施設整備計画 該当なし

3 森林整備その他林業の振興との関連

水辺空間創出事業：中原山間地域の山田地区で、農地・河川を取り組んだ水辺環境整備、植栽事業を行う。
受益面積：0.3ha

4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし